

## 【第2号議案】

### 徳島東部地域DMO設立準備委員会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、徳島東部地域DMO設立準備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、徳島東部地域の隣接する周辺市町村の官と民が連携して、観光振興による交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るための観光地域づくりの舵取り役である徳島東部地域DMOを設立することを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

- (1) 徳島東部地域DMOの法人設立に関すること
- (2) 徳島東部地域DMOの設立に向けた各種データの収集・分析
- (3) 徳島東部地域DMOの観光戦略・事業計画の策定
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業等

（会員）

第4条 委員会は、別紙会員名簿に掲載されたもので組織する。

（組織）

第5条 委員会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

（役員を選出）

第6条 会長は、委員会において選出し、副会長及び監事は、会長が会員の中から指名する。

（役員の職務）

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を遂行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を徳島市経済部観光課内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、事業計画・予算決算及びその他重要事項を審議決定する。

- 2 総会の議長は会長をもって充てる。ただし、会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する副会長が議長を務める。
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数の議決を持って決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

(推進会議)

第10条 委員会には事業の円滑な推進を図るため、推進会議を設けることができる。

- 2 推進会議は、会員団体の指名する者で構成する。
- 3 推進会議の議長は、会長が指名する。
- 4 推進会議は、議長が必要に応じ招集する。
- 5 議長は必要があると認めるときは、第2項に掲げる担当者以外の出席を求めることができる。

(会計)

第11条 委員会の経費は、負担金・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(解散)

第13条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補則)

第14条 この会則に定める条項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年5月24日から施行する。
- 2 平成29年度の会計年度の開始日は、第12条の規定に関わらず、前項の施行期日とする。